

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十五号

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

第一条を次のように改める。

（趣旨）

**第一条** この規則は、奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

**第二条** 第一項中「奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号。以下「情報通信技術利用条例」という。）を「情報通信技術活用条例」に改める。

第三条を次のように改める。

（申請等に係る電子情報処理組織）

**第三条** 情報通信技術活用条例第五条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、県の機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該県の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

**第四条** 第一項中「情報通信技術利用条例第三条第一項」を「情報通信技術活用条例第五条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「次に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して」を「当該県の機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入

力して、」に改め、同項ただし書及び各号並びに同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「当該申請等に係る」を「入力する事項についての」に、「電子署名に係る」を「電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する」に改め、「県の機関等が定める申請等について」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「情報通信技術利用条例第三条第四項」を「情報通信技術活用条例第五条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「第一項の規定により申請等を行う者は、」を削り、「を行う場合においては、」を「(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第一項の規定に基づき」に、「記載されている」を「記載すべき」に、「記載すべき」を「記載されている」に、「とき」を「場合」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項を削る。

第九条中「に関し」を「を」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、「において」を削り、同条を第十五条とする。

第八条中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に、「第三条から第六条まで」を「第五条から第八条まで」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

**第十三条** 情報通信技術活用条例第十条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条に規定する書面等及び措置とする。

第七条第一項中「情報通信技術利用条例第六条第一項」を「情報通信技術活用条例第八条第一項」に、「の作成等」を「により作成等」に、「係る情報を」を「を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該」に、「準じる」を「準ずる」に改め、「以下同じ。」を削り、「により行う」を「により作成等を行う」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用条例第六条第三項」を「情報通信技術活用条例第八条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第六条の見出し中「の方法」を削り、同条中「情報通信技術利用条例第五条第一項」を「情報通信技術活用条例第七条第一項」に、「電磁的に」を「電磁的記録に」に、「事項の」を「事項又は当該事項を記載した書類により」に、「利用して公開する」を「利用する」に改め、「方法、」の下に「当該」を加え、「を備え置く方法により」を「による方法により縦覧等を」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に次の二条を加え

る。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

**第九条** 情報通信技術活用条例第六条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、

次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の  
県の機関等の定めるところによる届出

（処分通知等の中に電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

**第十条** 情報通信技術活用条例第六条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると県の機関等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等の中にその原本を交付する必要があるものがあると県の機関等が認める場合

第五条第一項中「情報通信技術活用条例第四条第一項」を「情報通信技術活用条例第六条第一項」に、「使用した申請等に対する」を「使用する方法により」に、「受けるべき者があらかじめ書面等による処分通知等を受けることを求めた場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる」を「書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「情報通信技術活用条例第四条第四項」を「情報通信技術活用条例第六条第四項」に改め、「限る。」の下に「又は処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った県の機関等を確認するための措置として県の機関等が別に定める措置」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。  
（情報通信技術による手数料の納付）

**第五条** 情報通信技術活用条例第五条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等の中に電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく

不適当と認められる部分がある場合)

**第六条** 情報通信技術活用条例第五条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると県の機関等が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると県の機関等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第七条** 情報通信技術活用条例第六条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、県の機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該県の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

#### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。